

冷凍空調装置の施設基準（アンモニアの施設編）及び冷凍用圧力容器の溶接基準の改正に係る書面投票のコメントに対する考え方・対応内容（案）

| ご意見 | 対応 |
|---|--|
| <p>1. 冷凍空調装置の施設基準（アンモニアの施設編）（案）</p> <p>(1) 修正箇所 8頁の2.10 冷凍能力の「e」及び「備考」を削除して下さい。</p> <p>(2) 理由 高圧ガス保安法、冷凍保安規則の内規が平成26年7月14日付で改正され、「e」及び「備考」に該当する内容は削除されました。（7月14日付けMETIホームページ：20140625 商局第1号参照して下さい。）</p> <p>2. 冷凍用圧力容器の溶接基準（案）</p> <p>(1) 指摘事項 ☞ 適用範囲では、冷凍保安規則の適用を受ける容器及び冷媒設備の配管と記載されている。 ☞ しかし、内容の主体は容器のみで、配管の記載は「6.(3)冷媒配管…」のみで、他に該当箇所が無い。</p> <p>(2) 検討事項 ☞ 容器に倣い、配管に係る下記事項を追加して下さい。</p> | <p>ご指摘のとおり修正いたします。</p> <p>今回の通達の改正は、第3条関係で、原案の「e」に該当するブラインを共通にしている2以上の冷凍設備の扱いについて、次の下線のように改正され、原案の「備考」に該当する旧通達のホの規定が削除されています。</p> <p><u>なお、ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」として解することができる。</u></p> <p>本改正は、「一つの冷凍設備」として解することができる」としており、申請者及び申請を受ける側双方において、より実態に即した手続きとなるようにするものとされています。</p> <p>原案のとおりといたします。</p> <p>平成25年3月14日(木)開催の平成24年度第1回冷凍空調規格委員会での配布資料106「冷凍用圧力容器の溶接基準の進捗状況」において、改正の方向性、主な課題等を説明し、既に基準の構成を含め承認いただいていることから、頂きましたご意見は、次回改正時に検討させていただくこととします。</p> |

| ご意見 | 対応 |
|---|----|
| <p>その1 配管に係る溶接設計一般</p> <p>その2 溶接材料</p> <p>【理由】</p> <p>配管溶接部の品質確保の観点から明確にし、6.(3)に結びつく記載が必要です。</p> | |